

火種燻ぶる米 EU 通商摩擦

小競り合い続くも、関税合戦の激化は回避か

政策調査部主席研究員

菅原淳一

03-3591-1327

junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

- 中国等との貿易交渉が一定の成果を上げた現在、トランプ米政権にとって貿易交渉の次なるメイン・ターゲットはEU（欧州連合）となるだろう。米EU間には、すでに多くの通商摩擦の火種が燻ぶっている
- すでに関税合戦となっている鉄鋼・アルミ製品をはじめ、航空機補助金、自動車・同部品、デジタルサービス課税、国境炭素税、技術規制、為替などが火種となり得る
- 米大統領選が進行する中、今後米国の対EU「口撃」が激化し、小規模な関税合戦が続くだろう。しかし、自動車・同部品の追加関税を互いに発動するような大規模な対立に至るリスクは低いとみられる

1. 米 EU 間には多くの通商摩擦の「火種」

ドナルド・トランプ米大統領は、2020年1月に実現した通商戦略上の成果に大いに満足していることだろう。1月1日には、日米貿易協定が発効し、オーストラリアやカナダ等に劣らぬ条件で牛肉や豚肉を日本に輸出することが可能となった。同15日には、中国との間で第1段階の貿易合意文書に署名し、中国に今後2年間で2,000億ドルの対米輸入増（2017年比）を約束させた。同29日には、北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる米墨加協定（USMCA）の実施法を成立させ、前回大統領選における公約の実現をほぼ確実にした。2月4日に行われた一般教書演説においても、トランプ大統領は対中合意やUSMCAを実績として強調していた。

日本、中国、カナダ、メキシコとの貿易交渉が一定の成果を上げた現在、トランプ大統領にとって貿易交渉の次なるメイン・ターゲットはEU（欧州連合）となるだろう。米大統領選が行われる本年は、短期間で成果を上げるのが難しい日米及び米中の第2段階交渉の優先度が低くなるとみられ、トランプ政権の通商戦略上の最優先課題は自ずと対EU交渉になるだろう。

世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に参加したトランプ大統領は、1月22日の記者会見で「EUは至るところに関税をかけている。EUと取引するのは中国とよりも難しい。」とEUを批判した一方、11月3日の米大統領選投票日より前にEUとの貿易合意に達するとの考えを示した¹。今後米EU間の貿易交渉が本格化するものとみられる。

貿易交渉以外にも、米EU間には通商摩擦の火種がいくつもある。これらが燃え上がって関税合戦へと発展するリスクがあり、注意を要する。

（1）鉄鋼・アルミ製品

すでに関税合戦に至っているのが、鉄鋼・アルミ製品である。米国は、1962年通商拡大法第232条に基づき、安全保障への脅威を理由に2018年3月23日から鉄鋼・アルミ製品の輸入に追加関税（鉄鋼製品：

25%、アルミ製品：10%)を課し、同年6月1日よりEUに対してもこれを適用した。欧州委員会によれば、同措置によって米国の対EU輸入72億ドルが影響を受け、16億ドルの追加関税が徴収されることになる(2017年実績で計算)²。これに対してEUは、米国の同措置をWTO(世界貿易機関)の紛争解決手続に申し立てるとともに³、6月22日より対抗措置の第1弾として対米輸入額約28億ユーロ相当分に追加関税25%を賦課した⁴。米国は、このEUの措置をWTO協定違反として紛争解決手続に申し立てている⁵。また、米国は、同措置の対象品目を2020年2月8日から拡大することにしており、対EU輸入約4,700万ドル分(2018年実績)が新たに対象となる⁶。EUがこれに対して同規模の対抗措置を発動することも想定される。

(2) 航空機補助金

航空機補助金問題についても、すでに米国がEUに対して追加関税措置を発動している。米国とEUは、米国のボーイング社に対する補助金と、EU並びにEU加盟国のエアバス社に対する補助金につき、互いに相手の措置がWTO協定違反であるとして、WTO紛争解決手続において2004年以来争ってきた⁷。2019年10月14日には、EU並びにEU加盟国のエアバス社に対する補助金につき、米国がEUに対して年間約75億ドルの対抗措置をとることをWTOが承認し⁸、米国は同18日よりEU並びにEU加盟国に対して輸入額約75億ドル相当分に10%もしくは25%の追加関税を課している⁹。また、米国は現在、同措置の対象品目及び追加関税率の見直しを行っており、対象品目の拡大や追加関税率の引き上げが近々行われる可能性がある¹⁰。この米国の措置はWTOで承認された正当な措置のため、EUは米国の同措置への対抗措置は発動していない。他方、米国のボーイング社への補助金に関するEUの対米対抗措置を今夏にもWTOが承認するとみられており、EUはそれまでに米国が現在発動している措置を撤回しない限り、EUも米国に対する追加関税を発動せざるを得ないとの姿勢を示している。

(3) 自動車・同部品

米国は、鉄鋼・アルミ製品同様、1962年通商拡大法第232条に基づき、安全保障への脅威を理由に自動車・同部品の輸入制限措置の検討を2018年5月23日に開始した。270日以内という法律で定められた期限となる2019年2月17日に商務省は検討結果を大統領に提出、その後90日以内という期限を目前にした5月17日、トランプ大統領はロバート・ライトハイザー通商代表に対し、自動車・同部品の輸入につき、「国家安全保障を脅かすおそれに対処する合意を得るため」、日本やEUと交渉し、180日(11月13日)以内にその結果を報告するよう求めた¹¹。この間に、日本との間では日米貿易協定に合意したが、EUとの間では本件に関して何ら合意はできていない。セシリア・マルムストローム貿易担当欧州委員(当時)は7月23日に、この米国の動きを強く非難し、米国が自動車・同部品への追加関税を発動した場合に備え、350億ユーロ相当の対抗措置をすでに準備していることを明らかにした¹²。米国の対EU自動車・同部品輸入は、約528億ドル(2018年実績)¹³で、米国の対EU輸入総額(同約4,870億ドル)の約1割を占める。鉄鋼・アルミ製品や航空機補助金問題に比べて対象となる輸入金額も大きく、自動車・同部品において関税合戦となれば、米EU双方の経済に与える影響はこれまでになく大きくなる。

(4) デジタルサービス課税

フランスのデジタルサービス税導入¹⁴につき、米通商代表部(USTR)は2019年7月10日に1974年通商

法第301条に基づく調査を開始、12月2日に報告書を公表した。同報告書では、ブリュノ・ル・メール仏経済・財務相が同税を「GAFA税」と呼んだことに明らかなように、同税は米企業を差別的に扱うものであると結論付けた¹⁵。これに基づき、米国は対仏輸入額約24億ドル相当分への追加関税を早ければ2020年1月末にも発動すべく手続を開始した。また、同種の税の導入を計画しているオーストリアやイタリアに対する301条調査の開始を検討していることも明らかにした¹⁶。この米国の動きに対し、フランスは強く反発し、米国が実際に追加関税を発動した場合には、EUとして対抗措置をとる意向を示した¹⁷。

しかし、その後米仏間で首脳レベルを含めた協議が行われ、2020年1月22日に年内はOECD（経済協力開発機構）を通じた協議等を継続し、その間フランスはデジタルサービス税の徴収を延期し、米国は追加関税を発動しないことで合意された¹⁸。

米仏間の合意により、本問題が激化する事態は一旦回避されたが、イタリアが2020年1月から同種の税を導入するなど¹⁹、米EU間で本問題が関税合戦に至るリスクは依然残っている。スティーブン・ムニューシン米財務長官は、イタリアが米企業にデジタルサービス税の課税を始めた場合には、追加関税を発動すると警告している²⁰。

（5）国境炭素税

米EU間で今後大きな摩擦へと発展することが懸念されるのが「国境炭素税」である。2019年12月に発足した現欧州委員会は、気候変動等の環境問題に対応する「欧州グリーン・ディール（The European Green Deal）」をEU加盟国に提案している。その中で欧州委員会は、「国境炭素税（carbon border tax）」とも呼ばれる「炭素国境調整メカニズム（carbon border adjustment mechanism）」の導入を提案している²¹。これは、EUが温室効果ガスの排出削減のための規制を強化しても、EU域内産品が同水準の規制を受けていない国からの輸入品によって代替されてしまうと、地球全体の温室効果ガスの排出削減につながらないという、いわゆる「カーボンリーケージ」（carbon leakage）問題を防ぐための措置である。同時に、厳しい環境規制に従っているEU域内産品とそうではない輸入品の競争条件を公平にするための措置でもあり、その制度設計によってはWTO協定との整合性が問題となることがかねて指摘されている²²。ウィルバー・ロス米商務長官は、国境炭素税の制度設計次第では、これに対抗措置を発動することを示唆している²³。

（6）技術規制

米国はトランプ政権下で、FIRRMA（外国投資リスク審査現代化法）に基づくCFIUS（対米外国投資委員会）による対米投資審査強化、ECRA（輸出管理改革法）による物品・技術の米国外への輸出管理強化、2019年国防授権法（NDAA）第889条に基づく政府調達における中国企業製品・サービスの制限、その他大統領令による規制等、技術・安全保障面での対中規制の強化を進めている。米国は、同盟国に対してもこの動きへの同調を求めているが、米国と同盟国の足並みは必ずしも揃っていない。

2020年1月29日に欧州委員会が公表した5G（次世代通信規格）の安全性確保に関する措置²⁴につき、米商務省は、「EU加盟国に対し、リスクの高いサプライヤーを5Gネットワークの重要かつセンシティブな部分から排除するよう求めている」としてこれを歓迎するとした上で、「米国は、中国共産党の指導下にあるファーウェイやZTEなど信頼できないサプライヤーを禁止することで、5Gネットワークを

保護する措置をとって」おり、これは「EUの評価と一致している」と述べ、EU加盟国に対し、「5Gネットワークのすべての部分からリスクの高いサプライヤーを排除する」ことを求めている（引用部分の下線は筆者）²⁵。

EU加盟各国は、欧州委員会が公表した措置に基づき、5Gネットワークの安全性を確保するための具体的措置を2020年4月30日までにとることを求められているが、各国が採用する措置次第では、米国との摩擦が生じるおそれがある。すでに英国は、米国の要請に反して5Gネットワークでのファーウェイ製機器の一部使用を認めたが、米国はこれに強い不満を示しており、英国の決定がこれから始まる米英貿易交渉にも悪影響を与えることが懸念されている²⁶。

（7）為替

トランプ大統領は、かねてEUが通貨安誘導を行っているとは非難している²⁷。米財務省が半期に1度作成している『為替報告』においても、最新となる2020年1月13日公表版で、日本や中国等とともに、ドイツ、イタリア、アイルランドを監視リストに掲載している²⁸。

為替に関しては、トランプ政権は最近、新たな「武器」の導入を決めた。米商務省は2月4日、補助金相殺関税に関する規則の改訂を行い、貿易相手国政府による自国通貨安誘導を補助金とみなし、これに対して相殺関税を発動できるようにした（2020年4月6日施行）²⁹。米墨加協定（USMCA）にいわゆる「為替条項」（第33章）が盛り込まれたことが注目を集めたが、為替政策の透明性の確保や締約国間の協議を主に規定した「為替条項」に比べ、米国が国内手続きのみで相手国からの輸入品に対して相殺関税を発動することを可能とする今回の規則改訂は、米国にとってより強力な「武器」となる。すでに監視リストに掲載されているEUやその加盟国は、同措置の対象となるリスクがある。

同措置が実際に発動されれば、WTO補助金協定との整合性が問われることになるだろう。EUに対して発動された場合、EUはWTO紛争解決手続に申し立てるとともに、対抗措置の発動に向けて動き出すとみられる。

2. 米 EU 貿易交渉は対象分野を巡り難航

こうした多くの火種を抱える一方、米EU間の貿易交渉はこれまで進展がみられていない。米EU間では、2018年7月25日の首脳会談において、両者は、自動車を除く工業品につき、関税・非関税障壁・補助金の撤廃（zero tariffs, zero non-tariff barriers, and zero subsidies on non-auto industrial goods）、及びサービス、化学品、医薬品、医療機器、大豆の貿易拡大を目指して作業すること、エネルギー協力を強化し、EUは米国からのLNG輸入拡大を望むことが共同声明に明記された³⁰。また、いずれかが交渉を打ち切らない限り、両者は本合意の精神に反する措置を取らないことされ、その意味するところは、米国は当時検討していた自動車・同部品に関する輸入制限措置をEUに対して発動しないことであるとされた。

しかし、交渉は対象分野を巡って膠着状態に陥った。欧州委員会は、2019年4月9日にEUから対米貿易交渉権限を付与された³¹。同権限において、欧州委員会は「すべての工業品に関する相互主義に基づく関税撤廃（eliminate all duties for industrial goods on a reciprocal basis）」を目指すとされており、交渉対象に自動車分野を含む一方、農産品に関する交渉権限は含まれていない。欧州委員会は、2018年7月

の首脳合意において、EUが重視する分野であり、かつ米国のセンシティブ分野である政府調達、地理的表示（GI）、海運サービスと、米国の最大の関心分野であり、かつEUのセンシティブ分野である農産品をともに交渉対象から除外することに合意したということを強調し、米国に合意を守るよう求めている³²。他方米国は、首脳合意にあるように、米国の自動車関税は交渉対象には含まれないとする一方、農産品が含まれない合意はあり得ないとの姿勢を明確にしている³³。米国は、EUが農産品を含む交渉に応じない場合には、自動車・同部品の輸入制限措置を発動することに言及しているが、EUは、米国がそうした輸入制限措置を発動した場合には対米交渉を中断するよう欧州委員会に命じている³⁴。

欧州委員会は、農産品に関しては関税交渉を行う権限は付与されておらず、これを断固拒絶する一方、衛生植物検疫（SPS）措置やその他の規制を含む農産品の非関税措置に関する議論を行う姿勢を示し、現在の膠着状態の打開を図ろうとしている³⁵。これをひとつの契機として、交渉が動き出すことが期待される。しかし、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長が1月22日に示した、米国との合意は「数週間以内に（in a few weeks）」実現できるとの楽観的な見通し³⁶の実現可能性は低い。

3. 2020年に大規模な関税合戦に至るリスクは低い

これから秋にかけて、米国の対ボーイング補助金に対するEUの対抗措置発動をはじめとする小規模な関税合戦が米EU間で繰り広げられることが予想される。また、貿易交渉の進展を巡って、トランプ大統領の対EU自動車追加関税発動の脅しといった「口撃」も激しくなるとみられる。他方、フィル・ホーガン貿易担当欧州委員は2月4日に行った演説において、気候変動やデジタルへの移行といった世界的に重要な問題をEUが主導するのであり、通商政策においてもこれを推し進めるとの姿勢を明確にしている³⁷。米EU間では、デジタルサービス税や国境炭素税のように、国際的な議論が必ずしも熟していない問題についてEUが独自の対応策を打ち出したことが引き起こした摩擦もあり、今後新たな火種が生まれることも考えられる。EUは、米国との関税合戦を回避することを望んでいるが、米国が追加関税等の一方的措置を発動した場合には、同規模の対抗措置を発動するだろう。

しかし、米EU間で相互に自動車・同部品の追加関税を発動するといった大規模な関税合戦は回避されると見込まれる。米大統領選が進む中、米経済に与える悪影響も大きい対EU自動車追加関税の発動をトランプ政権は思いとどまるとみられるためだ。同措置が発動されるリスクとしては、米大統領選での農業州の支持獲得のため、EUが農産品の関税交渉に応じないことへの実力行使が必要となった場合等が考えられるが、実際に発動に至る可能性は小さいとみられる。

米EU間で関税合戦激化のリスクは、本年末から2021年にかけて高まっていくだろう。年内の協議継続となったデジタルサービス課税については、米EU間での対立が来年再燃することが考えられる。EUの国境炭素税も、具体的な制度設計が明らかになるのは本年末から来年になると見込まれている。米大統領選の結果に大きく左右されることにはなるが、特にトランプ大統領が再選された場合には、これらの問題での対立が契機となり、米国がEUに対して追加関税を発動するリスクが高まるだろう。

米国が追加関税を発動した場合、EUは必ず対抗措置をとるだろう。EUでは現在、WTO協定違反措置を違反国が是正しない場合の対抗措置の発動に関する規則（Regulation）の改訂作業が進んでいる。これは、WTO紛争解決手続が現在危機的状況にあることに対応するためのものである。WTO紛争解決手続の第二審（最終審）である上級委員会は、委員の選任を米国が拒否し続けた結果、昨年末に7人の定

員に対して6人が欠員となり、紛争案件の処理に最低限必要な3人を割り込んでその機能を果たせなくなっている。そのため、第一審である小委員会（パネル）で敗訴した国が上級委員会への申立を行うと、上級委員会は審理できないため、当該案件は宙に浮いてしまう。WTO紛争解決手続の判断が確定しないため、第一審で敗訴した国がWTO協定違反とされた措置を継続した場合でも、勝訴した国はそれに対する対抗措置を発動することができなくなる。EUの規則も、WTO紛争解決手続の判断の確定を前提としているため、現状ではこうした事態に対応することができない。今回の規則の改訂は、こうした事態に備え、EUの紛争相手国がパネル判断後に上級委員会への申立を行った場合、上級委員会の判断を待たずに対抗措置を発動することを欧州委員会に認めるものとなっている³⁸。これは、米国のみを標的とするものではないが、今後も続くと思われる米国の一方的措置の発動を念頭に置いたものだろう。

以上のことから、2020年の米EU間の通商摩擦は、トランプ政権による「口撃」の激化と小規模な関税合戦に世界が気を揉む展開になるが、大規模な関税合戦は回避されると予想される。今秋の米大統領選でトランプ大統領が再選された場合には、すでにある多くの火種が2021年に燃え上がるリスクに備える必要が高まるだろう。

¹ ‘Amid renewed U.S. tariff threats, von der Leyen strikes optimistic tone’, *Inside U.S. Trade*, January 22, 2020.

² WTO Document, G/SG/N/12/EU/1, 18 May 2018. なお、本稿では、特段の断りのない限り、EUに関する貿易額等は英国を含む28カ国で計算している。

³ WTO Document, WT/DS548/1, 6 June 2018.

⁴ EUは、米国の同措置をGATT第21条で正当化される国家安全保障上の措置ではなく、GATT第19条に基づくセーフガード措置であるとして、WTOセーフガード協定第8条に基づき、EUが対抗措置を発動することはWTO協定整合的であると主張している（WTO Document, G/SG/173, 16 April 2018）。よって、EUは、WTOセーフガード協定に基づき、2018年6月22日より輸入額約28億ユーロ相当分に追加関税25%を賦課し、第2段階として約36億ユーロ相当分（関税率：10-50%）をWTOによる違反認定後もしくは2021年6月1日のいずれか早い方に発動するとした（European Commission, ‘EU adopts rebalancing measures in reaction to US steel and aluminium tariffs’, 20 June 2018）。しかし、EUによる対米対抗措置は、米国の措置同様、WTO協定上問題があると指摘されている。米国の措置並びにそれへの対抗措置の問題点につき、川瀬剛志「鉄鋼・アルミニウム輸入に対する米国1962年通商拡大法232条の発動」Special Report（経済産業研究所、2018年3月29日）参照。

⁵ WTO Document, WT/DS559/1, 19 July 2018.

⁶ The White House, ‘Proclamation on Adjusting Imports of Derivative Aluminum Articles and Derivative Steel Articles into the United States’, January 24, 2020. 本布告の2つの附属書に記されている新たな対象品目を米国関税分類番号（HTS）にしたがって集計すると、2018年の輸入実績で約5.5億ドル（同措置からの除外国分を除く）、対EU輸入実績は約4,700万ドルとなる（8桁もしくは10桁レベルでの計算。統計の都合上、一部鉄鋼・アルミ製品以外も含んだ数字となっている）。

⁷ 米EU間の航空機補助金を巡る争いはWTO発足前から続いているが、今回の米国の措置に直接つながる争いは2004年から始まっている（米国がEUの措置を申立案件はDS316、EUが米国の措置を申し立てた案件はDS353）。

⁸ WTO ホームページ（DS316）並びにWTO Document, WT/DS316/ARB, 2 October 2019.

⁹ フランス、ドイツ、スペイン、英国からの航空機（HTS 8802.40.00）輸入に10%、その他の品目には25%の追加関税が課されている（米連邦官報、2019年10月9日）。

¹⁰ 米通商代表部（USTR）は同措置の見直しを2019年12月12日にパブリックコメントに付し、2020年1月13日をコメント提出期限としている（米連邦官報、2019年12月12日）。

¹¹ The White House, ‘Proclamations: Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts into the United States’, May 17, 2019.

¹² ‘EU has 35 billion-euro list if U.S. hits its cars, trade chief says’, *Reuters*, July 23, 2019.

¹³ 自動車はHTS8703-04、同部品はHTS8706-08で計算。なお、英国を除くEU27では約422億ドルとなる。

¹⁴ フランスでは、デジタルサービス税を導入する法律が2019年7月4日に国民議会で可決、その後上院を経て、7月24日に成立した。同税は、仏国内での年間売上高が2,500万ユーロ以上かつ世界売上高が7.5億ユーロ以上の企業に対し、2019年1月に遡及して仏国内での売上高に3%の税を課すものである。

-
- 15 USTR, “Report on France’s Digital Services Tax Prepared in the Investigation under Section 301 of the Trade Act of 1974”, December 2, 2019.
- 16 USTR, ‘Conclusion of USTR’s Investigation Under Section 301 into France’s Digital Services Tax’, 12/02/2019.
- 17 「デジタル課税をめぐる米国の報復関税案を受け、強力な対抗措置の意向表明（フランス、米国）」『ビジネス短信』、2019年12月4日、日本貿易振興機構（ジェトロ）。
- 18 「仏デジタル課税、年内見送り」日本経済新聞、2020年1月24日。
- 19 「イタリア、デジタル課税を導入、仏に追随」日本経済新聞電子版、2019年12月25日。
- 20 ‘Mnuchin Warns U.K., Italy Over Digital-Tax Plans’, *The Wall Street Journal*, January 21, 2020.同種の税を4月から導入する意向を示している英国に対しても、米国は警告を発している。
- 21 European Commission, ‘The European Green Deal’, COM (2019) 640 final, 11.12.2019.
- 22 経済産業省通商政策局編『2017年版不公正貿易報告書』513-524頁参照。欧州委員会は、WTO協定並びに他のEUの国際的義務に整合的な措置とするとしている。
- 23 ‘US threatens retaliation against EU over carbon tax’, *Financial Times*, 27 January 2020.
- 24 European Commission, ‘Secure 5G deployment in the EU - Implementing the EU toolbox’, COM (2020) 50 final, 29.1.2020.
- 25 U.S. Department of State, ‘United States Welcomes the EU’s Acknowledgement of the Unacceptable Risks Posed by Untrusted 5G Suppliers’, January 30, 2020.
- 26 ‘“Apoplectic” Trump vented fury at UK leader for Huawei decision’, *Financial Times*, 7 February, 2020.
- 27 例えば、「トランプ氏『中国・欧州が為替操作』再び不満爆発」日本経済新聞電子版、2019年7月4日。
- 28 U.S. Department of the Treasury, “Macroeconomic and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States”, January 2020.
- 29 U.S. Department of Commerce, ‘Modification of Regulations Regarding Benefit and Specificity in Countervailing Duty Proceedings’, *U.S. Federal Register*, Vol. 85, No. 23, February 4, 2020.
- 30 European Commission, ‘Joint U.S.-EU Statement following President Juncker’s visit to the White House’, 25 July 2018.
- 31 Council of the European Union, ‘Directives for the negotiations with the United States of America for an agreement on the elimination of tariffs for industrial goods’, 9 April 2019, and ‘COUNCIL DECISION authorising the opening of negotiations with the United States of America for an agreement on conformity assessment’, 9 April 2019.
- 32 Center for Strategic and International Studies (CSIS), ‘Refreshing Transatlantic Trade Relations’, Transcript CSIS Event, Thursday, January 16, 2020.
- 33 ‘No U.S.-EU trade deal without agriculture: U.S. official’, *Reuters*, June 28, 2019.
- 34 欧州委員会に付与された交渉権限においては、米国が1962年通商拡大法第232条に基づく新たな措置をEUに対して発動した場合、欧州委員会は対米交渉を中断しなければならない（shall suspend）とされている。また、米国が1974年通商法第301条やその他の法律に基づいてEUに対して輸入制限措置を発動した場合にも、欧州委員会は対米交渉を中断することができる（may also suspend）としている。さらに、交渉妥結に先立ち、米国がEUに対する鉄鋼・アルミ製品の輸入制限措置を撤廃していることを確認するよう欧州委員会に求めている。
- 35 注32に同じ。
- 36 注1に同じ。
- 37 European Commission, ‘Keynote address by Commissioner Phil Hogan at the Centre for European Reform’, 4 February 2020.
- 38 European Commission, ‘amending Regulation (EU) No 654/2014 of the European Parliament and of the Council concerning the exercise of the Union’s rights for the application and enforcement of international trade rules’, COM(2019) 623 final, 12.12.2019. WTO紛争解決手続の判断の確定前に対抗措置を発動すれば、WTO協定上の疑義が生ずることになるが、欧州委員会は、紛争相手国が有効な紛争解決を妨げる場合に対抗措置を発動することは国際法上認められているとしている。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。
